

6 保育料・副食費について

保育料、副食費（給食のうち主におかず代）は年齢（4月1日現在）と世帯の市町村民税額（住民税）により決定します。また、毎年9月に保育料、副食費の改定があります。

4月分から8月分までは令和4年度市町村民税額、9月分から翌年3月分までは令和5年度市町村民税額によりそれぞれ算定し、決定します。

令和5年4月	8月	9月	翌年4月
令和4年度 市町村民税額		令和5年度 市町村民税額	

※ 市町村民税額…住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税控除・寄附金控除等の税額控除がある場合は、控除前の額が算定の基準となります。

※ 入所児童が2名以上の場合は、2人目の保育料は半額、3人目以降は無料です。

● ひとり親世帯の市町村民税所得割額合算額が次に該当する場合は軽減が受けられます。

・ 48,600円未満（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く）

第1子＝1,000円の軽減措置に加え半額 第2子以降＝無料

・ 48,600円以上～77,101円未満

第1子＝9,000円 第2子以降＝無料

（0～2歳児）

■ 保育料、副食費基準額表（大滝保育所を除く）

定義	階層区分	保育標準時間						※参考記載				
		保育標準時間			保育短時間			国の基準（標準時間）				
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳以上			
生活保護世帯	A	円	円	円	円	円	円	円	円			
市民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0			
市民税均等割のみ	C1	16,000	0	0	15,800	0	0	19,500	0			
48,600円未満	C2	18,000	0	0	17,700	0	0					
市 町 村 民 税 の 所 得 割 額	57,700円未満	D1	21,000	0	0	20,700	0	0	30,000	0		
	61,000円未満	D2	21,000	4,500	4,500	20,700	4,500	4,500				
	73,000円未満	D3	26,000	4,500	4,500	25,600	4,500	4,500				
	77,101円未満	D4	28,000	4,500	4,500	27,600	4,500	4,500				
	85,000円未満	D5	28,000	4,500	4,500	27,600	4,500	4,500				
	97,000円未満	D6	30,000	4,500	4,500	29,500	4,500	4,500				
	121,000円未満	D7	36,000	4,500	4,500	35,400	4,500	4,500	44,500	0		
	145,000円未満	D8	37,000	4,500	4,500	36,400	4,500	4,500				
	169,000円未満	D9	43,000	4,500	4,500	42,300	4,500	4,500				
	市 町 村 民 税 の 所 得 割 額	195,000円未満	D10	49,000	4,500	4,500	48,200	4,500	4,500	61,000	0	
221,000円未満		D11	57,000	4,500	4,500	56,100	4,500	4,500				
247,000円未満		D12	57,000	4,500	4,500	56,100	4,500	4,500				
274,000円未満		D13	58,000	4,500	4,500	57,100	4,500	4,500				
301,000円未満		D14	58,000	4,500	4,500	57,100	4,500	4,500				
397,000円未満		D15	71,000	4,500	4,500	69,800	4,500	4,500	80,000			0
397,000円以上		D16	81,000	4,500	4,500	79,700	4,500	4,500				

■保育料、副食費基準額表（大滝保育所）

定義	階層区分	保育標準時間						※参考記載		
		保育標準時間			保育短時間			国の基準（標準時間）		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳以上	
生活保護世帯	第1	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
市町村民税非課税世帯	第2	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税均等割のみ	第3	9,750	0	0	9,650	0	0	19,500	0	
市町村民税の所得割額	48,600円未満	第4	15,000	0	0	14,800	0			0
	57,700円未満	第5	15,000	0	0	14,800	0	0		
	77,101円未満	第6	15,000	4,500	4,500	14,800	4,500	4,500	30,000	0
	97,000円未満	第7	15,000	4,500	4,500	14,800	4,500	4,500		
	169,000円未満	第8	22,250	4,500	4,500	21,950	4,500	4,500	44,500	0
	274,000円未満	第9	30,500	4,500	4,500	30,000	4,500	4,500	61,000	0
	397,000円未満	第10	40,000	4,500	4,500	39,400	4,500	4,500	80,000	0
	397,000円以上	第11	40,000	4,500	4,500	39,400	4,500	4,500	104,000	0

■保育料、副食費基準額表（大滝保育所私的契約の場合）

定義	階層区分	保育短時間			
		3歳未満	3歳	4歳以上	
市町村民税の所得割額	57,700円未満	ア	21,950	0	0
	97,000円未満		4,500	4,500	
	169,000円未満	イ	30,000	4,500	4,500
	169,000円以上	ウ	39,400	4,500	4,500

■保育料、給食費の支払方法等について

施設区分	クラス区分	支払項目	支払先	支払方法
公立保育所	0歳～2歳	保育料	伊達市	口座振替又は納付書
	3歳～5歳	副食費		
私立保育所	0歳～2歳	保育料	各保育所	施設へご確認ください
	3歳～5歳	副食費		

- ◎ 市での口座振替日は毎月末（12月のみ25日）となります。（金融機関が休業日の場合は翌営業日）
- ◎ 保育料を滞納すると、督促状の送付に始まり、児童手当からの充当、差押え等の滞納処分を行います。
- ◎ 世帯状況が変わったときは、保育料又は副食費が変更となる場合があります。その際は、伊達市子育て支援課で手続きが必要です。